

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律  
の臨時特例に関する法律施行令要綱

- 1 納税の猶予の特例について、対象となる国税の期日、申請書に添付すべき書類の範囲等を定めることとする。(第2条関係)
- 2 指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例について、指定行事の細目等を定めることとする。(第3条関係)
- 3 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例について、特例増改築等、耐震改修及び特例取得に係る契約の期限等を定めることとする。(第4条関係)
- 4 大規模法人等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付について、大規模法人の範囲の細目等を定めることとする。(第5条、第6条関係)
- 5 消費税の納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例について、その適用要件である収入の著しい減少に係る期間の終期を定めることとする。(第7条関係)
- 6 特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税について、対象となる公的貸付機関等及び金融機関並びに特別貸付けの範囲等を定めることとする。(第8条関係)
- 7 この政令は、公布の日から施行することとする。(附則第1条関係)